

平成 16 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会

会 議 記 録

会議名称	平成 16 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 16 年 10 月 29 日 ( 金 ) 午後 3 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分
場 所	区役所本庁舎中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員：山本会長、町田委員、吉川委員 区側：政策経営部長、行政管理担当部長、財政課長、企画課長、総務課長、経理課長、保育課長、行政改革担当副参事、企画調整担当係長、契約担当係長
配布資料	資料 1 杉並区外部評価委員会事務取扱要領 資料 2 杉並区の入札・契約制度の改革 資料 3 23 区における入札・契約制度 資料 4 工事及び委託契約における落札率の推移 資料 5 平成 15 年度指名停止状況一覧 資料 6 業種別業者登録一覧 資料 7 審議対象案件関係資料 資料 8 平成 16 年度杉並区個別外部監査報告書 ( 概要版 ) 資料 9 平成 16 年度杉並区個別外部監査報告書
会議次第	1 開会 ( 1 ) 会長選出 ( 2 ) 職員紹介 2 議事 ( 1 ) 平成 15 年度入札及び契約に関する外部評価について ( 2 ) 平成 16 年度個別外部監査の結果に関する報告について ( 3 ) 今後のスケジュールについて 3 閉会

## 杉並区外部評価委員会 委員名簿

(第2期; H16.9.11 現在)

氏名	所属	期数
ね だて のぶ こ 根 建 伸 子	パイオニアHRD株式会社キャリア開発部部长	2期目
まち だ こう ぞう 町 田 幸 蔵	日本公認会計士協会東京会常任幹事 日本公認会計士協会東京会杉並地区会副会長	2期目
め か た もと こ 目 加 田 説 子	中央大学総合政策学部教授	1期目
やま もと きよし 山 本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員	2期目
よし かわ とみ お 吉 川 富 夫	フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社アドバイザー、(財)地方自治総合研究所特別研究員 (前財団法人東京市政調査会研究部次長)	2期目

会議録中、委員名は原則として「会長」または「委員」と表記されています。

行政改革担当副参事 それでは、平成16年度第2回の外部評価委員会を開催させていただきます。

今回は、委員の改選があり、2期目をお願いしてございますので、最初に、私の方で司会をさせていただきます。

要綱第4条では「委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める」とされております。会長につきましては、引き続き山本委員にご就任いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

< 異議なし >

行政改革担当副参事 それでは、2期目も引き続き山本委員に会長職をよろしくをお願いしたいと存じます。どうかよろしくをお願いいたします。

委員 わかりました。

行政改革担当副参事 それでは、お席の移動をお願いいたします。

< 委員、会長席へ移動 >

行政改革担当副参事 これからは、会長の方で司会をよろしくをお願いいたします。

会長 引き続き会長をやらせていただくということになりました。1名の委員を除きましてご留任いただきましたので、多分この外部評価委員会の所掌事項あるいは内容等についても、知見等を蓄積していただいているものと思います。そういう意味で、円滑な審議ができるのではないかと考えております。

あいにく、お二人の委員はご欠席でございますが、瀬口委員の後任の目加田委員につきましては、NPO関係のご研究をされておられますので、杉並区が新たに目指している協働による区政実現等において、それなりのご支援を賜わるものと考えております。どうか、引き続き、委員の皆様方のご支援をお願いしたいと思います。

本日の議題は、大きくは2点ございますが、今日の主たる議題といたしましては、平成15年度の入札と契約に関しまして、外部評価委員会の所掌事項にございますとおり、第2条の第4号あるいは第5号、「入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関する事」、今のところ「……利害関係者からの苦情申立ての処理……」については、苦情の申し立てはなかったと思いますので、この第2条第4号について、区の担当の方から運用状況等の報告

を受けて、それについて我々外部評価委員の視点から意見を申し上げていくことが、主たる課題でございます。

それでは、お手元の資料の確認等を事務局の方でお願いします。

行政改革担当副参事 本日、区側の出席者をご紹介させていただきます。今日は入札監視ということで、経理課の契約担当係長が事務局として参っております。契約担当係長で、輿石でございます。

契約担当係長 輿石でございます。よろしくお願いいたします。

行政改革担当副参事 同じく契約担当係長で後藤でございます。

契約担当係長 後藤でございます。よろしくお願いいたします。

行政改革担当副参事 同じく契約担当係長で武田でございます。

契約担当係長 武田でございます。よろしくお願いいたします。

行政改革担当副参事 同じく契約担当係長で大嶋でございます。

契約担当係長 大嶋でございます。よろしくお願いいたします。

行政改革担当副参事 今回、初めての出席職員としては、以上でございます。

続きまして、本日配付させていただきました資料でございますが、資料1は、杉並区外部評価委員会事務取扱要領。資料2は、杉並区の入札・契約制度の改革。資料3は、23区における入札・契約制度。資料4は、工事及び委託契約における落札率の推移。資料5は、平成15年度指名停止状況一覧。資料6は、業種別業者登録一覧。資料7は、審議対象案件関係資料。資料8は、平成16年度杉並区個別外部監査報告書（概要版）。資料9は、平成16年度杉並区個別外部監査報告書。以上でございます。ご確認よろしいでしょうか。

会長・委員 はい。

行政改革担当副参事 資料の方は以上でございます。引き続き入札監視委員会の審議をよろしくお願いいたします。なお、以後は、経理課長の方で対応させていただきます。

会長 それでは、配付された資料の説明をお願いします。

経理課長 資料1から6まで、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

資料1でございますが、これは杉並区外部評価委員会事務取扱要領でございます。昨年、当委員会で意見のございました委託案件の関係を審議対象にする

ことで、訂正させていただいたものでございます。また、本年4月から500万円以上の条件付一般競争入札を導入したことにより、公募型の指名競争入札を廃止いたしましたので、その関係の規定を削除した形で、改正させていただいたところでございます。その他は、昨年ご説明いたしましたとおりでございますので、その部分については、省略させていただきます。

次に、資料2の制度の関係でございます。この資料につきましても、昨年、当委員会でご報告させていただきましたものに、新しい部分を一部追加させていただいたものでございます。この部分については、審議の参考にしていただければと思っております。

続きまして、この入札の関係での今後の動きの部分を若干説明させていただきます。平成16年12月から、入札参加資格申請をインターネットを通じて行うような形の改正を考えているところでございます。また、来年4月からは、インターネットによる入札等も開始する予定で考えているところでございます。

資料の4ページをご覧いただきたいと存じます。今回、新しく委託の関係の審議をお願いするため、委託の関係の最近の動きをまとめたものでございます。

まず、予定価格の事後公表といたしまして、これは地盤・測量・設計委託の関係のみですが、予定価格を事後公表しております。平成14年4月には、3,000万円以上の案件につきまして、条件付一般競争入札を導入しております。また、関係する資料については、ホームページで公表しております。同じく14年10月には、予定価格の事前公表を一部実施してございます。基本的には、清掃等で区の積算が可能なものについては、予定価格の公表を実施しておりますが、案件ごとによって異なるものでございます。16年4月にも、若干の事前公表の範囲を拡大してございます。また、本年4月には、随意契約の関係の部分について、一者随意契約の結果をホームページですべて見られるような形で、公表しているところでございます。

次に、適正な履行を確保するため、最低制限価格を設けてございまして、3,000万円以上の案件で実施しているところでございます。また、不正行為の排除ということで、現場説明会の廃止や談合情報取扱基準の明確化を図っているところでございます。資料2の主なところは、以上でございます。

次に、6ページでございますが、今回、ご審議いただく基本的な工事の入札

方式を記載してございます。

15年度は、一般競争入札として条件付一般競争入札、これは3,000万円以上でございます。それから、具体的には実施がございませんが、総合評価方式も取り入れております。指名競争入札といたしましては、公募型の指名競争入札が2,000万円以上、3,000万円未満。指名競争入札は、130万円を超え2,000万円未満という形で実施しているところでございます。随意契約につきましては、130万円以下で、見積競争によって契約しております。これは、基本的には担当部課で契約しているものでございます。

続きまして、7ページ、委託の関係でございます。一般競争入札の中では、条件付一般競争入札といたしましては、予定価格3,000万円以上のものでございます。指名競争入札は、50万円から3,000万円の間で実施しております。随意契約は50万円以下で、所管課で契約しているものでございます。

これらの関係を一表にまとめたものが、8ページ、9ページでございまして、8ページが工事の関係の年度ごと、金額、ランク別で改善してきた制度を一覧にしたものでございます。事前公表、事後公表、最低制限価格等も記載してございます。9ページは、同じく委託の関係で、年度ごとの推移をわかりやすく表にしたものでございます。審議の参考にさせていただきたいと存じます。

次に、資料3をご覧いただきたいと存じます。資料3は、審議の対象の関係で、杉並区と他区の関係を図式化等したものでございます。まず、1ページでございしますが、条件付一般競争入札の実施の状況でございます。杉並区が一番上で、500万円以上で実施しております。他区では、条件がついているような部分がございますが、1,000万円が3区が実施しております。また、5,000万円が1区、8,000万円が1区、9,000万円が1区、1億5,000万円が1区、1億8,000万円が3区という状況で、一般的には、1億5,000万円から1億8,000万円になりますと、議会に提案する案件の対象になって参ります。今後の予定等につきましても、右端の欄に記載してございます。

次に、2ページの入札監視委員会の設置状況ですが、現在置かれておりますのは、杉並区の他には千代田区がございまして、21区は今のところ置かれておりません。検討中が16区、予定なしが4区、今後の課題ということで1区というような考え方で、各区等も検討を進めている状況でございます。

次に、3ページの予定価格の公表の関係でございます。130万円以上で公表している区が6区ございますが、記載のように、事前公表を行っている区が18区、事後公表で対応している区が7区となっております。

次に、4ページでございますが、これは低入札価格調査制度を実施している区をまとめたものでございます。低入札価格の制度を導入しているところが12区でございます。導入していない区は11区ということで、金額的には2,000万円が4区、金額が1億円以上ということで実施しているところが多いという状況でございます。これに関連いたしまして、杉並区の低入札価格調査制度を実施した件数でございますが、15年度は7件ございました。16年度は、10月時点でございますが、8件ございます。

次の5ページでございますが、最低制限価格の公表の状況でございます。杉並区は最低制限価格を設定しておりますが、公表はいたしておりません。実施しているところが17区、実施していない区が6区、公表が2区、未公表が21区となっております。

続いて、委託の関係で、「その他の請負」の関係での最低制限価格・低入札の状況でございます。実施している区は当区を含めまして10区、実施していない区が13区という状況でございます。

次に、資料4でございますが、12年度からの落札率等の推移を一表にしたものでございます。まず、工事の関係でございますが、16年度500万円までが、それと単価契約につきましては指名競争で行ってございますが、96%という状況になってございます。2,000万円までの指名競争入札では、記載のとおり95から97%ぐらいまでの推移で、若干下がっているという状況になってございます。15年度まで行っていました3,000万円未満の公募型の指名競争入札ですが、15年度では93.2%という状況でございました。3,000万円以上の条件付一般競争入札では漸減傾向でございまして、15年度は89%という状況でございました。

今年度は500万円以上の条件付一般競争入札といたしましたが、現在のところ90.4%というような状況でございます。

それから、委託の関係でございますが、13年度から記載してございます。

3,000万円未満、これは指名競争入札で行ってございますが、85.6%でここ数年は推移しているという状況になってございます。3,000万円以上の指名競争入

札では、14年度は92%でございました。それが、今年、条件付一般競争入札等を導入いたしました関係で、15年度は78%近くの数値になっているというような状況でございます。以上が、推移でございます。

次に、資料5でございます。これは、15年度の指名停止を行った業者と関連する年度別の業者の停止数、類別に分けたものでございます。平成15年度の件数では、全部で50件ございました。汚職、談合、契約辞退、その他というような状況で指名停止をしているところでございます。具体的には、1ページ、2ページに詳細を記載いたしております。

それから、資料6でございますが、これは、区内に登録している工事委託の関係の業者数を記載したものでございます。工事の関係では328社の区内業者がおりまして、主に建築の関係、道路舗装の関係、電気の関係等が多いというような状況でございます。

次に裏面でございますが、委託の関係でございます。区内業者は341社あり、建物清掃が一番多いという状況でございます。区外業者をあわせまして、この建物清掃は425社と、数は相当多い、このような状況でございます。

これで、実績以外の制度の関係の説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。では、ここでいったん切って、今まで、平成15年度の区の入札・契約関係業務について説明を承ったのですが、これについてのご質問とご意見をいただきたいと思っております。その前に、少しわからないのですが、資料4のこの図の数字が表と合わないのですが、どちらが正しいのですか。例えば、3,000万円以上の条件付一般競争入札は、15年度は上を見ると89%なのですけども……。

経理課長 これは、数字の方でご判断いただければと思っております。

会長 図が間違っていると考えてよろしいわけですか。では、どうぞ自由に、区の入札・契約制度の改訂等のことについてのご質問やご意見を賜りたいと思っております。

委員 入札制度に関しては、杉並区の場合、平成16年4月から条件付一般競争入札ですか、これが500万円以上について適用しているということで、他区に比べて工事の入札については、一番低いところから条件付一般競争入札が行われているということで、平均落札率も、工事については毎年のように下がってい

るという意味で、杉並区の姿勢は評価できるのではないかと思います。

工事の方は下がっているのですが、委託の方が、数字を見てみますと、15年度から16年度にかけては、指名競争入札も条件付一般競争入札も若干ですが、落札率が上がっているのですが、これはどのようにお考えでしょうか。

経理課長 この2%程度の差を説明するのは、なかなか難しいのですが、実態として、16年度は年度途中ということもございまして、案件によって新規物件等が入ると結構下がるとか、いろいろとあります。2%の説明というのは、実際のところ難しいというのが現実でございます。

委員 あと指名停止の状況なのですが、指名停止の期間がこれを見てみますと、3カ月とか5カ月とか半年ですか、そのような期間が指名停止の期間かと思うのですが、談合を行ったような業者が3カ月間だけ指名を停止されるというような状況は、何かかなり短いような気もするのですが。この辺の基準というか、そういったものはどのようになっているのでしょうか。

会長 これは、規定があるのでしょうか。

経理課長 指名停止の基準がございまして、談合等、特に贈賄等は厳しくなっておりまして、代表役員に対しては最長2年とか、そのような規定も設けているところでございます。また、談合につきましても、その基準の中で適用しており、例えば、期間の加算・短縮等においては、同じような案件で2回出てくるということもございまして、そういった場合、3ヶ月を6カ月にするとか、そのような対応をしております。一般的な基準では、3カ月以上というような形での基準を持っているところでございます。

委員 入札制度に関しての推移というか、金額的な条件とか、そういったものの推移の表はあるのですけれど、この指名停止に関しては、過去、改正等が行われているのでしょうか。

経理課長 61年に施行した案件ですが、平成7年、11年、13年、14年、16年と改正してございます。ただ、組織改正で名前が変わって改正したところもございまして、何か問題があった場合については、指名の停止の期間を長くするとか、そういった部分で対応しているところでございます。

委員 談合については、大分厳しく指名停止のことを考えているというようなお話をいただいたのですが、どんな談合がよくわかりませんが、この中

で一番数の多い指名停止状況、10番から33番ですか、これが談合で指名停止ということですが、これは3カ月間なのですけれど、これについては。

経理課長 談合の程度問題といたしますか、その辺のところもございませうが、一般的な部分での基準に基づいて対応しているというところでございます。

会長 具体的に、規定はどうなっているのですか。今、委員が言われたように、同じ談合なのだけれども3カ月のものもあるし、6カ月のものもあるのではないかという、多分そういうご質問と思うのです。

委員 そうですね。1年もある。

会長 その規定がどのようになっているのですかというご質問と思うのです。そして、それが経年的にどういふように杉並区の規定で変動しているのかというご質問と思うのですが。それと、他の区と全く同じ状況なのか、あるいは、特別に杉並区として規定しているのか。

経理課長 規定そのものは、他の区よりは厳しくなっております。

会長 期間についても、規定は同じでも期間が同じであれば、実質的な意味はないわけですね。

経理課長 期間については、違法行為ということで、代表役員、一般役員、使用人等については3カ月から24カ月以内というような形でございませう。このような私的独占の禁止、これは談合の関係でございませうが、排除勧告の応諾日から3カ月以上24カ月以内というような規定を設けて、その中で適用しているということでございます。

会長 もともと幅があるわけですね。ですから、規定にない運用基準として、どういふものをお持ちなのですかということだろうと思うのです。突き詰めていけば、こういう場合は簡易だから3カ月であると、こういう場合は6カ月で、こういう場合は1年と、それなりに基準があるのではないかというご質問と思います。

経理課長 談合取扱規定というものがございまして、この中の談合情報検討委員会ですういった方を……。14年10月に、この辺のところの大幅な改正をいたしまして、談合の関係では、1年だったものを2年に延ばす形で対応したものでございませう。

会長 それで、こういうものは3カ月であるとか、こういうものは6カ月であ

るといった、それなりの判例的なものは積み上がっているのですか。

経理課長 おおむね前例的なものを当てまして、あまりバランスを欠かないような形で、公平に、過去の推移等それから悪質性等も考えながら判断して対応しているという状況でございます。

会長 これは、区内業者とか区外業者とかというのは、別に差別はしないというか、区別はされないということですか。

経理課長 区内で行った談合と区外で行った談合とでは、若干差をつけております。

会長 そうですか。それは、当然区内の方が厳しいわけですね。

経理課長 そのとおりでございます。

会長 どうぞ、 委員。

委員 対策の効果という中で、入札参加者数がどのように変わってきたのかということが、数字の上でどこにも表示されていないのですが。前にも伺ったように思うのですが、いろいろな改革を行った結果、入札参加者数がどれだけ増えたのかということは、どこで見たらよろしいのですか。

経理課長 具体的な資料としては、審議案件を選定していただく際に業者数をお入れしたのですが。

会長 業者数は、工事については公開されているわけですね。

経理課長 工事については落札率も公表しておりますので、議案を選定していただくために業者数をすべて入れて、見ていただいた状況でございます。

委員 個別にはわかるのですが。つまり、資料4がいろいろな改革をした結果がこうですということの総括表のような意味です。どういう落札率で、どれだけの件数があったのか。問題は、それぞれの入札区分の中で、平均的に一つひとつの入札形態で、参加者数が平均的に何件かということがわからないのです。

経理課長 ちなみに、工事はいろいろと条件が違い、対象が違うということもありますが、例えば委託の関係で申し上げますと、16年と15年の同じような案件で比較してみますと、16年度が22社参加、その前年度が12社、それから高井戸の関係では16年度が30社、15年度は20社……。

委員 それは平均ですか。

経理課長 平均で、委託の関係で15年と16年の比較でございますが、15年度が

条件付一般競争入札の関係では20.1社だったのが、29.1社になっているという状況でございます。

委員 29に増えたということですか。

経理課長 そのとおりでございます。

委員 昨年もお願いしたと思うのですが、総括表の中で、それぞれの落札率はそれでいいのですが、平均的にどのくらいの参加者であったのかということは非常に重要な情報と思っております、ぜひ表現していただきたいと思っているのですが。

経理課長 今回のところには、昨年お入れしなかった入札参加者数に差があるので、平均という形ではお出しできなかったことをお書きしたのですが。

委員 実は、個別に見たときのまず総括的な印象としては、後ほどこちらの案件に行ったときにも申しますが、指名競争入札に関しての印象としては、あまり増えていないと思うのです。指名競争入札でどのくらい平均的な指名者数であったのかを、本当はできたら、4、5年分見せていただきたいのです。

それが数字上の話ですが、入札参加者数を増やすという、いろいろな試みの中で、今回の資料にもあったと思うのですが、昨年、区外の方に対してもう少し門戸を広げようという試みがありました。まだ試行段階なのかもしれませんが、その結果がどうなったのかということは、どこかにこの改革の効果として表現はされていないのですか。

経理課長 今回の資料では調整してございませんが、相互参入方式の関係は今年度に……。

委員 これ以外にも、あとは全般的に増やそうという試みがあったと思うのです。

経理課長 基本的には条件付一般競争入札なので、申し込みを受けてという形になります。具体的な参加者を増やすとなると、指名競争入札の場合については、指名の基準がございまして、その範囲の中で業者を選んで指名してございます。そんなに大きな幅はないのですが、今のところはそんな大きな幅はないというような状況になってございます。

委員 指名競争入札の条件の中で、数字の条件はないはずですよ。数字というのは、まさに何件ぐらいかということですよ。

経理課長 確かに指名の場合は……。

委員 現実に見ると、数字は大体似たような指名者数になっているのですか。

経理課長 指名の場合は、大体似たようになるという傾向はございます。

委員 それは理由がないと思います。それは後ほど伺いたいと思っていましたが、件数が増えるはずと思っているのですが。

それに関連して区外の話が出ました。それから、先ほど少しお話になったけれども、談合のことで談合情報取扱基準というのがあります。談合情報というのは今でも結構寄せられているのですか。

経理課長 区内についてはほとんどございません。

委員 区外から電話が入ってくるということですか。

経理課長 これはほとんど新聞情報とか、公正取引委員会の情報とか……。

政策経営部長 区外というか、談合情報はないのでしょうか。

経理課長 ありません。区に対しては、1件もありません。

委員 外で話題になったことを。つまり、例えば新聞に出たら、実はあの業者はここにも入っていますねという、そういうことで問題にするということなのですか。

経理課長 そのとおりでございます。区でそういった情報があったことは、ここ数年なかったと思います。

委員 ここで定めている基準というのは、もし区でファクシミリか電話が入ったときにどうするかということを定めているわけですか。

経理課長 そのとおりでございます。

委員 それでは、明確化というのは、何を明確化されているのですか。

経理課長 その辺の取扱規定をきちんと明確化して、どういう対応をしていくのかとか、そういう形を明確化したということでございます。

委員 具体的には、これで何か動いているわけではないのですか。

経理課長 その実績は今のところ、基本的には、ほとんどが区以外での情報に基づき対応するというのが前提でございます。

委員 わかりました。それで、最初のお願いです。できたらそれぞれの型ごとの平均参加者数がわかれば、教えていただきたいと思います。後ほどで結構です。

会長 今回の委員の質問にも関連するのですが、全体的な改革の動向について意見を申し上げたり、あるいは意見を申し上げなくても、事務局の方で整理していただく場合に、今までのご説明は、どちらかというプロセス面の改革を非常に行っています。例えば、入札の監視委員会を設けていますとか、あるいは価格を、競争条件を低目にしていますとか。こういうことは、区民の方にもよく理解いただけると思うのです。けれども、この結果、例えば、他の区に比べて、より価格が競争によって低下しているとか、そういうことが、より区民は結果的に知りたいと思うのです。そこら辺の情報はなかなか難しいと思うのですが、23区の他のどの区でもいいのですが、このような格好で、もし整理されていけば、杉並区が一番進んだプロセス面の取り組みをされているわけですから、そうしていないところと比べても、例えば、落札比率がかなり杉並区の方は下がっているとか、そういうことがわかれば、一番区民の方には、実効性もよく上がって、区民の税金がより効率的に使われているということの理解を賜れるものと思うのです。そういうことがもし可能であれば、今の委員の参加者数ということも、多分、基本的には参加者数が増えれば、もっと下がるのではないかなというようにご質問だろうと思います。

経理課長 わかりました。ちなみに、15年度の条件付一般競争入札の平均的業者数がですが、11.95社でございました。公募型の指名競争入札では、12.39社でございました。それから、指名競争入札の関係でございますが、6.7社という状況になってございます。16年度は、途中の8月末でございますが、条件付一般競争入札で13.6社でございました。指名競争入札の関係では、7.9社でございます。

会長 もう一つ、多分論点があるとすれば、この業者の数というよりも、ネットといいますか、各回同じような事業者が参加してくれば、当然、談合なり何らかがしやすくなるわけですから、実際の入札に業者のダブルカウントなしの数としては増えているのかどうかということは、どこかに資料はなかったのですか。

経理課長 先ほどの資料6でございますが、ここに業者数が入っております。

会長 経年変化がわかりますか。

経理課長 そんなに変わっていない状況でございます。

会長 ないのですか。ということは、なかなか難しい問題というのは。

経理課長 そんなに新規の業者が増えているという状況にはなく、逆に倒産しているというような状況もございます。あとは、例えば支店を設けたとかで、入ってくるとか。

会長 いや、それは登録でしょう。

経理課長 そうです。

会長 私が尋ねているのは、具体的な入札という行為に、結局ネットとしてはどれだけの事業者が参加するのかということは、これが実際の競争ですから、それがネットとして増えているのかどうかということが、多分よりいいのではないのかと思うのです。

政策経営部長 確かに、今日の資料では明確にその数値があらわれる形ではつくっておりませんので、ここは確かにそのような視点というか、そのような切り口も必要と思います。早急に調整した上で、今日は間に合わないのですが、なるべく近日中にお送りしたいと思います。

会長 別に後で結構です。

政策経営部長 それから、効果ですけれども、私たちが行っていて、確かに参加者数あるいは参加者が金太郎あめかどうかという問題については少し保留させていただきますが、この資料4の落札率でございますが、見ていきますと、条件付一般競争入札を拡大していくと、拡大していく中でやはり落札率そのものが下がってきているというような傾向があると思っています。これはまだ16年度の途中ですが、大体大きなところというのは行ってきたわけで、ここが今後どういう推移をたどっていくのかというところを非常に注目しております。特に、3,000万円未満のものを3,000万円以上のものと比べますと、やはり比較的大きいロットのものについては、この落札率の低下というのは顕著かなというように思っています。

したがって、落札率の推移ということ、それから条件付一般競争入札を500万円以上ということで、これは23区の中でも、最もそういう意味では進んだ形で行っておりますので、こういうことのPR、これも必要であろうと思っています。

それから、工事については、比較的其他の区も少しずつ差はありますが、改革

を行っております。委託については、なかなか委託の特性、委託でもいろいろ保守委託とか清掃委託とか、それから調査研究ものの委託とか、さまざまあって、それがこの委託ということにひっくくっておりますので、本来はもう少し細かく見ていかななくてはいけないとは思っております。

ですから、委託についても、清掃とか保守とか、区として行政として見積もりができると、できるというか標準化しやすいものについては、やはりこういった条件付一般競争入札を拡大するという方向が必要かなというように思っています。ただ、委託については、いろいろ内容が多種多岐にわたっておりますので、一概に言えないところはございますが、そういう点での効果というのは実感として感じているというところでございます。

会長 ありがとうございます。今のご回答を踏まえて、若干これは書類をつくるのですか、意見を申し上げるときに。

政策経営部長 若干のコメントをつくらせていただきます。

会長 そのときの参考になる資料を後でお送りいただくということにさせていただきます。前半はそんな程度でよろしいですか。他に、ご意見はございますか。

委員 将来的な話になると思うのですが、落札率に注目がどうしても当たりますが、落札率がそれなりにだんだんわかってくると、予定価格の積算方法のいかんという話もいずれ出てくるわけです。今どのようにされているのか、いずれまたそういう機会もあるかと思うのですが、その辺も将来、積算方法をどのように考え、どういうようなところを問題点として認識して、どう改善するかというの、改善案の一つのメニューとして今後扱っていただきたいという感じがします。

経理課長 積算につきましては、東京都の基準をそのままおおむね基本的には横並びでつくってございます。ただ、資材の高低が相当ございますので、安いときには全体の価格が下がるというようなこともあります。それから、低入札調査を行っているときの実感を聞きますと、その工事で、今、工事の手持ちがないと作業員を遊ばせる訳にいかないの、どうしても安くてもとるとか、さまざまな条件があつて低入札になるということはございますので、なかなか平均的ということはありませんが、積算の部分とやはり若干その差は出てくる

というような形でございます。

政策経営部長　少しよろしいですか。積算あるいは単価設定、これは民間と比べて高いのではないかという意見も、これは議会の中では出ております。これはまた、それに対する行政の立場からいう考え方というのもあって、ただ、私どもの方もどうやってきちんとした社会情勢に合った積算、見積もりをしていくのかということは、もちろん東京都の標準単価の問題ですとか、あるいはそれを参考にして特別区でつくっているというような状況がありますので、それは非常に大きなテーマと思っています。ただ、なかなかこれについては、すぐこうした方がいいというところは、やはりそれぞれの考え方というのがあります。課題としては認識しているということで、継続して考えていきたいと思っています。

会長　委員が言われないことは、今までのような積み上げ的な積算体制から脱却して、民間の市場ベースのコスト的に見たときに、「えいやっ」とやる方式です。そういうのは、国土交通省も少し考えているようですけれど、そういう方向に杉並区が試行でもいいから舵を取られたらどうかというようなご提案の意味も含まれていたのかなというように聞いておりました。それは、そういうことも含めて、ご検討、ご研究をされているということなのでしょう。

よろしいですか。では、もう一つの残りの個別の審議対象案件資料という資料7のご説明をお願いします。

経理課長　それでは、資料7についてご説明いたします。

まず、最初の案件でございますが、八成小学校の耐震補強工事でございます。

これは、条件付一般競争入札で、委員から抽出された議案でございます。

契約金額が3,286万5,000円、参加者は10社ございました。これは、条件付一般競争入札でございます。区外は1割、2社というような形の条件がついてございます。実際に申し込みしたのは、区内8社、区外が5社ございました。そのうち、区外2社につきましては、抽選で決めたという形でございます。

この関係では、2ページに簡単な工事概要をお付けしてございます。

3ページには、発注したときの条件がございます。ここでは、基本的な部分が上に書いてございまして、5番以降がこの条件になる訳でございます。経営事項審査の700点以上、それから東京都格付のC級以上、区外業者につきまして

は、経営事項が900点から1,050点、東京都格付がA級、それから、区内業者の参加の1割、最低2社を参加させるというような形で、区内に配慮した部分も含めた形で条件を設定して、それに対して応募してきた会社が、先ほどの区内8社と区外5社でございます。落札率は98.5%でございます。

次に、路面改良工事(R1)(R2)でございますが、これは、会長の基準の中で、こちらの方で選定させていただきましたが、公募型の指名競争入札でございます。申し込みされた会社すべてをこちらの方では指名をしたというような形でして、対象は16社ございました。そのうち、15社が申し込んできたということでございます。落札率は95.5%でございます。6ページに工事概要を記載してございます。7ページが、公募型の指名競争入札のときの条件でございます。方式としましては、経理課の掲示板に公告を出しまして、申し込みは契約係へ申し込むというような方式で、公募型を実施したところでございます。入札条件は、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に、河川管理用通路の舗装補修工事でございます。これは、指名競争入札でございます。指名基準は、1,000万円から2,000万円につきましては6社から15社という基準がございまして、そこから9社を指名したということでございます。落札率は98.4%でございます。9ページが工事概要で、10ページがこちらの指名の理由でございますが、経営事項審査の評点650点から900点未満、これが9社ございました。それから、土木一式で650点以上900点未満を有する会社が22社ございますが、指名の状況や受注の状況、実績と施工成績等を判断して、9社を指名したという形でございます。

続いて、道路維持補修工事(単価契約)北3でございます。これは、一本工事ということではなくて、いろいろな工種の単価を積み上げた金額で競争する、若干普通のものとは異なる工事でございます。この工事につきましては、発注限度額は1,995万円でございます。481の工種がございまして、その工種の積み上げを競争したというような形でございます。単価契約につきましては、最近の住民要望等が大変ございまして、緊急に対応しなければいけない工事とか、小規模工事の積み上げとか、それから、ガス・水道の復旧工事に伴う若干の小さな工事とか、そういったような、小さな工事に対応するような形で緊急性に応じて単価設定をして、工事を発注するという形での契約方法でございます。

す。工事概要でございますが、指名の基準につきましては、13ページに同じような経営事項審査、都の格付、それから、指名の状況や受注の状況、工事の実績の有無、施工成績等を判断して、指名をしたというような形でございます。

次に、委託に参ります。はじめは、高円寺地域区民センター他4施設の建物総合管理業務請負でございます。これは、条件付一般競争入札で、区外が4社、区内が10社というような形で申し込んで参りました。これは、落札率が高いという形で選定されたところと思われませんが、このときには、15年3月で、15年度の委託の関係の部分と違いまして、予定価格、この場合は未公表の物件でございました。予定価格をオーバーしたのも相当入っているというような状況でございました。15ページですが、この関係での条件付一般競争入札の条件の公告でございます。参加条件は、区内業者は清掃に登録があり、また、東京都格付A級、B級、それから1,500万円以上の工事实績があるというような形で公告してございます。この対象は、区内で30社ございました。区外業者は、建物清掃に登録があり、東京都のA級、それから5,000万円以上の実績があるという条件をつけて、公告を出したという形でございます。それらの中で申し込んできたという形でございます。

次に、17ページでございますが、文書交換業務の委託でございます。これは、杉並区の庁内それから出先の職場等の文書の交換事務を行う仕事でございます。指名競争入札という形で実施したものでございました。区内3社、区外が1社という形で、一番上の杉並輸送事業協同組合がございまして、これは杉並の中小のトラック等の運搬・運送業者が組合をつくり加入しているというもので、区内業者はここにほとんど入っておりますので、あまり競争の相手にならないというような形でございました。結果的に、この数が少なくなったというような状況でございます。この文書交換業務については、登録は区外を含め、104社あるという形でございます。

次に、18ページでございますが、昇降機の保守点検委託でございます。杉並保健所の昇降機の保守関係でございます。まだ新しい建物で、当初はフルメンテ契約というものを行っておりました。エレベータは、フルメンテ契約とP O G契約といいまして、パーツ・オイル・グリースという小規模な部品交換と、あとは給油とか検査とか、そういったような形を行うものと、すべて対応して

いただけるフルメンテ契約との二本立てがございます。フルメンテ契約の方は、すべての精密検査、それから高額な部品の修理、その辺のところのすべてを含んだ契約です。POG契約と申しますのは、そういった高額部品修理とか、そういう部分については、別契約の有料契約になるというような形で、若干仕様が変わっております。当初この契約はフルメンテであった訳ですが、議会等からもいろいろな話がございます、POG契約に変更して入札をした結果が、記載のような状況になったというような形でございます。エレベータの会社につきましても、メーカー系と独立系というような形で、フルメンテ契約を主にしている会社と、そういったPOG契約という契約を主に行っている会社があるというような形の中での入札という形ございました。

それから、19ページでございますが、杉並区立済美教育研究所外16施設清掃業務請負でございます。この契約では16社の参加がございましたが、9番のところの「随7」と書いてございます。これは、一番の入札者が契約を辞退した場合については、予定金額の範囲内の中で2番の入札をした者と契約できるという規定がございまして、3番のセイ・トウ・セイが3回目に桁を間違えて入札してしまったというような形、一桁違っていて、結果的に辞退を申し立てたというようなことで、二番札であったオリエントサービスと契約をしたというような状況になってございます。私の方からは、以上でございます。

会長 ありがとうございます。では、これの審議対象案件について、ご意見を賜りたいと思います。 委員からもご意見をいただいていますか。

経理課長 最後にお付けしてございますが、委員からご意見をいただいております。「次の点で、送付された資料を精査しました。」ということで、落札率が100%もしくは100%に近いもの、それから入札業者数が多いこと、契約金額が比較的高額であるというような中から選んでいただきまして、「その結果、次のとおり意見を申し添えます。」という形になってございます。

(1)「路面改良工事や道路維持保守工事等、『道路舗装工事』業種においては、予定価格を事前公表しているものの、落札率にバラツキがある。最近の社会経済状況や個々の事業者の工事受注時における従業員の雇用や経営状況を考え、入札価格に企業努力がみられた結果ではないかと思われるので、契約手続きに関していえば、適正になされたものと判断する」。(2)といたしまし

て、「建築や建設工事、委託業務においては、100%および100%に近い落札率のものが多く見受けられ、全体に落札率は高い値となっている。個々に検証しなければ分からない面があるが、予定価格を事前公表していることを考慮すると、企業努力を促し、より競争性を高め、入札価格を少しでも下げることを検討する必要があると思われる。」という意見をいただいているところでございます。

会長 委員からこういうご意見をいただいておりますが、どうぞ、委員、委員、どちらかでも。

委員 私が抽出した案件は、11ページの道路維持補修（単価契約）北3なのですが、これは、単価契約のせいなのかよくわからないのです。入札金額が876万円から一番高いところで877万1,000円ということで、1万1,000円の差の間に9社が入っているということで、見た中では特異な例だったものですから。

この辺にどのような感触を持っておられるのか、あるいは単価契約のせいなのかよくわかりませんが、単価契約でも、他ではそのような状況はなかったと思いますけれど。

経理課長 単価契約は、工事による単価の積み上げでございますので、少しは変わるというようなこともございますし、その辺の具体的な部分については、詳細はなかなかわからない部分がございます。単価契約については、そんなに大きな、どうしても利幅が少ないというようなこともございまして、少額工事で、例えば機材のレンタル料とか、工事の場所がよく変わるとか、日程が決まっていないとか、一本工事に比較しますと、相当条件的に制約といたしますか、発注側、工事する側としてはわからない部分も結構多いというような形で、どうしても、入札落札率については比較的高目というような状況があるのは事実でございます。

委員 もう一つ選んだのが、19ページの杉並区立済美教育研究所外16施設清掃業務請負です。これが、入札が3回まで行って、結果、一番札が辞退して随意契約になった。9番の会社が最初に一番札をとった訳ですけど、一番札をとっていて最終的に二番札になったというのは、資料を見せていただいた中では初めてであったので。二番札、一からずっときて、最後に二番になって、ああこんなこともあるのだと見たら、どうも一桁ずれていたというようなことで、

非常に特異なケースというか、目立ったものですから選んだのです。他を見ると、私の見た限りでは、すべて一番札をとった業者が最後まで1番ということに関して、少しはたで見ていると奇異に感じるものですから、区の方としては、どのように考えておられるのかと思ひまして。

経理課長 委託については、こういう3回入札を行うと、そういう傾向は否めないのかなというのが、実際にこの仕事をしているところの感触でございます。

この辺のところの実態というのは、少しなかなかわかりにくいところがありますが、結果として、こういう状況になっているということと思ひます。

会長 工事の場合はどうなのですか。

経理課長 工事は、今、すべて事前公表で、価格を公表しておりますので、入札はすべて1回でございます。

会長 1回で終わるのですね。

委員 15年3月までは入札は.....。

経理課長 価格によって、事前公表で。

委員 あった訳ですね。15年3月の資料を見ると、やはり同じような傾向があります。

会長 大体そうですね、経験的にも。それは。

委員 自分が提案したのは8ページと14ページですが、8ページの方は最も一般的な形の、つまりだれでもやれる仕事ということで、それで比較的金額が高そうなものということで選んだのですが、この河川管理道路舗装工事というのは、条件として区内の業者だけなのですか。

経理課長 金額が低いということもありまして、区内の業者だけでございます。条件付ではございませんでした。

委員 それはそれで、こういう形になってきますと、もうあまり入札制度の改善の余地はないという印象なのです。つまり、このくらいに大体みんな同じ金額が出してしまうなら、逆に、微妙な何十万円の差というのはどこから出ているのかということ、むしろ想像してしまう。多分、積算の仕方というのは、同じ積算資料が何かで行っているのですが、ただ、人工を掛けるときに、人工だけでももう少し差が出てもおかしくないのに、なぜ、かくもこんなに同じようになるのでしょうか。これは相手の計算の紙の上の話だから想像は

つかないのですが、ここまで同じになってくるとなかなか改善の余地がないのではないかという印象なのです。その辺をいかが考えますか。

経理課長 例えば、低入札価格の調査などを行いますと、一番大きいところは利益の部分をどうやって圧縮するのかということです。一般管理費などをほとんど計上しないような、資材費とか、そういう直接かかることはどこの会社が行っても変わらないのですが、利幅のところではどれだけ圧縮するかとか、それから、例えば常用の職員を雇っていていつでも手があるとか、そういった会社によって置かれている状況が違うのですが、その辺のところでは、たまたま今仕事がないので安くやろうとか、そういうこともあるのですが、同じ状況になれば、この辺の金額ですとそんなに利幅も変わりませんから、各社ともそんなに大きな積算の差はないのではないかというように思っています。

委員 だけど、例えばこの中で、どうしても仕事が欲しいというような会社が、今いくらでもあると思うのです。そうしたときに、本当に何十万円か下げればとれるという状況な訳です。そういうことがなぜ起こらないのかということが、むしろ不思議なのです。

経理課長 その辺がなかなか回答しにくい部分なのですが、入札に参加される方の、その辺のところの参加される時の状況によって、相当やはり差があるのではないかと思っています。

政策経営部長 よろしいですか。要するに、この問題というのは、15年度の全案件で、少しいろいろな要素が影響している点がありまして、15年度と16年度を比較するとどうなるのかということは、我々も関心を持っているところでありまして、少し余分なこともお話ししてしまうかもしれませんが、15年4月の段階で、工事については130万円以上の案件に全部適用する、予定価格の事前公表をはじめた訳です。工事はそう行った訳です。

一方、委託の方については、16年4月に予定価格の事前公表ということで、1,000万円以上の清掃管理委託、これは区で積算が比較的しやすいというか、きちんとできるようになってきているという状況を受けて、事前公表を行いました。この事前公表が、委託の分野でも今後どうするかというのは一つの課題ではあるのですが、そういう状況が一つと、それから、条件付一般競争入札が、先ほど少し申し上げたように、16年4月から500万円以上に拡大したところがあ

りまして、それまでは条件付一般競争入札は、14年の制度改正のときに3,000万円以上というところで、そこも下げたのですが、それをさらに劇的に下げたというのが、今年の4月でございます。そうしたときに、今後、16年度の結果が15年度と同じような契約案件を見たときにどうなるのかというのは、一つの注目というか、研究しなくてはいけないというところであります。

それから、確かにその中で、委員が言われた単価契約については、これも一つの課題になっていまして、単価というのはあくまでも、本来一般的に言えば、どこの場所を工事するということが決まって、8ページのところでは、下井草二丁目の6番から10番ということで決まったところの場所の工事なのですが、単価契約の場合には決まっていなくて、一応総額を決める。総額を決める際に、単価と発注限度額、上限を決めておいて、どこでも比較的柔軟に対応できるようにするという契約で、果たして今のままでいいのかということで、これについても、条件付一般競争入札を導入する方向で検討しているという状況で、これも過渡期でございます。

そのようなことをつぶしていったときに、確かにこの8ページの、こういう状況、98.4%という、我々としても、もっとこれは低くてもいいかなという気持ちはもちろんあるのですが、こういう状況が16年度と17年1月頃の比較になりますか、これと全く同じであれば、16年4月以降の制度改革の中で、これがどのように変わってくるのかということが、先ほど申し上げたような認識を持っているというような考えを持っています。

会長 委員、よろしいですか。

委員 委託の場合は、14ページにもう一つ挙げたのですが、これは先ほど少しご説明があったので、認識はしていなかったのですが、このときは事前公表しなかったからオーバーしているのがありますということでした。やはり委託のようなこと、それから、仕事の中身として管理委託となると、いわば費目、原価構成が人件費的な要素が多いと価格のばらつきが出てくる。こういう印象を受けたのですが、そういうことなのですか。

資材関係が多いと数字が揃いがちであると、勝手な憶測をしたのですが、そうではないのですか。

経理課長 例えば、14年度の入札の契約は、施設をまとめて、いろいろな一つ

ひとつの施設の契約ではなく、「外、何施設」という地域的に分けまして、毎年同じような状況ではないのですが、1億2,000万円であったのですが、15年度は9,500万円に下がっているという状況でございます。

政策経営部長 現在、積算するというお話、区としては積算をするということで、その標準の仕様書というものを、区としての考え方ですが、標準仕様書をつくっています。ですから、それに基づいて、特に規模の大きいものについては、営繕課のアドバイスというか、意見を聞きながら積算して、それに基づいて予定価格を決めていこうということで、これについては、そういうように、区としては責任を持って積算できるというものについては、事前公表の対象にしていこうということで考えた結果で、先ほどの資材、特に土木関係で低入札価格の調査を行う訳ですが、その際には、資材の問題とか、置き場所の問題とか、材料置き場の問題とか、いろいろな要素があります。これについては、確かに15年3月の入札ということなので、15年度の入札ということで、先ほど申しました16年以降の状況とは、また違ってくるというように思っています。

委員 今言われた平成14年で1億2,000万円というお話は、全く同じところの庁舎の管理ということなのですか。

経理課長 そのとおりでございます。

委員 先ほど、この中には予定価格をオーバーしたのものもあるというお話があったのですが、1億2,000万円から見ると、大分低いように見えますけれども。

経理課長 そこは先ほど申し上げました、若干施設数が変化するとか、地域館の関係で清掃の部分については、施設数の幅を持っている関係です。一つひとつの施設ということでなくて、そうすると、例えば「外、6施設」というときもありますし、「外、8施設」ということも、その辺のところは年度によって若干変わります。

会長 それは、同じようしていった方が本当に下がっているかどうかかわかるからいいと思うのですけれど。

経理課長 ただ、いろいろな施設ができ上がると、そうやっていくと……。

会長 わかります。ですから、それだけは別にするとか、何か比較できないと、この入札方式の変化によるインパクトかどうか、あるいは経済状況なのか業者の数なのか、結果的に、前年度と業者は違っているわけです。同じですか。

経理課長 同じ業者でした。

政策経営部長 確かにこの清掃委託をしていく上で、なるべく効率的な委託をしたいということで、昔々はもう単発で一つひとつ行っていたのですが、近場を集めて、それによって、多少毎年4施設にしたり、5施設にしたりという、そういう試行錯誤の段階というのは確かにありました。

言われるとおり、同じ施設だけで対象にして比較することが一番なのですが、やはりまとめた場合のコストというか、管理経費とか、そこら辺のコストの減というのは、業者側としてもあると思います。そういう適切なものがあれば、一番比較しやすいとは思いますが、もしそういうものがあれば、また今後比較しやすいものを抽出したいというように思います。

会長 委員からは、何か事前にご意見をいただいているのですか。

経理課長 意見そのものはございませんが、抽出した案件はこの高円寺の案件でございました。

会長 あとは、委員もお書きになっていましたように、委託の場合は100%というのいろいろとあるのですけれど、逆に、結構非常に低いのもあったので、そこら辺は先ほどご説明はいただけたのですが、やはり雇用の関係で、そういう一種の、安いというか、低入札的な行為というのは経年的にあり得るのか、毎年あるのですか。

経理課長 最近の傾向を見てもみると、相当やはり今年は、特に最低制限価格にひっかかって、例えば庁舎の場合はたしか12番目の会社が契約というような形で、低価格の入札が見られているというような状況がございます。

会長 原因は、分析されておられるのですか。大体そういう推定は成り立つのですが、本当にやっていけるのかなという、それは固定費がどうせかかるからということで、薄々はわかるのですが、何となく心配も残るものですから。

経理課長 なかなか難しいところなのですが、今年の条件付一般競争入札の16件、16年度ですが、行った入札のうち、8件が最低制限価格にひっかかって失格したというようなこともございます。そういう失格者が出たというような案件がございまして、やはり仕事が、それだけどうしても受注したいという会社が増えてきているという形と、やはり雇用状況がある程度安く雇えるというようなこともたしかで、そういった背景があるのではないかというように思っ

ています。

委員 最低制限価格にひっかかって12番目が受注したというのは、反対に見ると、最低制限価格が大分高いというようなことはないのですか。

経理課長 これは、この本庁舎の入札であったのですが、1年間清掃関係を行っていただいて7,064万円です。金額からいって、なかなかその金額できちんとやっていただくというのは、金額からいくとそう高くはないというようには感じていますが。相当の人数を抱えて仕事をしませんが、この庁舎清掃はとてできないという状況なのですが、それでも7,000万円台の金額ということですから、金額的にはそうそう高くはないのではないかと考えてございます。

委員 12番目というのは、何社のうちの12番目ですか。

経理課長 これは、32社でございました。

委員 ほぼ真ん中ぐらいの.....。

政策経営部長 今のお話、最低制限価格なのですが、逆に、これはもうあくまでも推測でしかないのですけれど、それだけ確かに固定費ということはいわれたとおり、会社経営を維持していくためには、多少の持ち出しが仮にあったとしても、従業員を抱えているとか、そういう状況があるわけですから、そこで少しでも何とかとりたいというようなことが顕著に見られたのかなと思います。

ですから、我々としても、確かにそういう安ければそれにこしたことはないという気持ちがある一方、こういう清掃業務・管理業務ですと、どうしても労働集約的な、人件費がほとんどを占める委託業務になりますので、あまりとんでもない金額ということは、少しいかがなものかなということがありますので、一応、最低制限価格を設定する。そうすると、それをさらにもっと低くても、何とかとりたいというような入札といえますか、そういうことがあるのかなというように推測しています。

委員 最低制限価格というものの決め方というのは、一律的なものがあるのですか、あるいは公表されているのですか。

経理課長 8割から3分の2の範囲の中で決めていくという考え方でございます。

委員 予定価格の3分の2から8割、66%から80%。

委員 それは、どのような業種というか、委託の中身にかかわらずですか。

経理課長 その枠は幅がありますけれども、8割から3分の2という枠の中で、その条件に合わせております。

委員 8割から3分の2というのは、それはどこで決めるのですか。なぜなら、まず予定価格は決まっているのでしょうか。それに対して、8割から3分の2という、そのどこにというのはどうやって決めるのですか。

経理課長 これは、こちらの方で判断させていただく訳ですが、その辺のところは、前年の実績とかさまざまな要素がございますけれども、その辺のところを総合的に判断して決めていくという形でございます。

会長 それは、他の区も大体同じような感じですか。

経理課長 そういった最低制限価格を設けている区と設けていない区がございます。

会長 先ほど説明がありましたね。

経理課長 そちら辺の考え方は、ほとんど同じでございます。

会長 言えることは、この間接費を除いた直接分だけを保証してやるという考え方はあり得ますよね。要するに、それだけのところは必要なだろうからという。あるいは、固定費、変動費に分けられないわけですから、積算する側とすれば、直接費分は最低限要るだろうというぐらいですか、その根拠は。

政策経営部長 どういうように設定しているのかというのは、なかなか非常にここでお答えしにくい面もございますが、やはり基準は一言で何だと言われれば、やはり社会的な常識ということと言わざるを得ないと思うのです。あとはやはり個別の案件を見て、今までの推移というのはある程度参考というか、考慮せざるを得ないというのもありますので。ですから、あくまでも経理課長が今申し上げたのが、幅の8割から3分の2程度という程度の問題にありまして、そこは、ぜひそういう事情を斟酌していただければと思います。

委員 8割から3分の2で、幅があつて、そこに程度がつくと、その間にまだ縁取りがあるのですか。

会長 ただ、最低制限価格は公表されて……。

経理課長 公表はしてございません。

会長 ですから、そういう意味においては、入札側もそれは知り得ない立場なのだから、そこで大きな価格の差はないと思いますが。

政策経営部長 最低入札調査価格、これは、例えば、工事については最低制限価格ではなくて、調査価格を設定しています。

会長 調査価格を。

政策経営部長 それで、それについてかなり低いものを入れた場合には、そこで調査をして、果たしてできるのかできないのか、そのときの調査の中で出てくる非常に代表的な理由というのは、やはり一つは人件費、社員を抱えていること。利幅は少なくともいいからとにかく少しでも回したいということと、それから資材をどうしても抱えているということがありますから、そこについては何とか回転をよくしたいということ。それが大きな理由としてありますので、恐らくその工事から推測すると、委託も似たような理由というか、そういう面はあろうかなというように考えております。

会長 委託については、最低調査価格というのは、別に設定はされてない訳ですね。

経理課長 あと、例えば工事で、他の委託の関係、物件を前年度持っていて、それがなかなかとれなかったという場合もあります。そうすると、どうしても次の仕事を、人を余らせることはできませんので、次の仕事が欲しいというようなことは、当然ながらあるのでないかと思えます。

委員 何というのでしょうか、見方の問題なのですけど、区内業者の健全な発展を促すという目的の中に、先ほど言われた、業者からみて仕事がなくて困っている、だから変動費だけでもカバーしたいと、あるいは固定費ですね。固定費を少しでもカバーしたいというのも、区内業者の発展、非常に困っているからそういう値段を出しているのであって、赤字になれば決してやらないと思うのです。

そういう意味でも、最低制限価格というのは、どのように考えたらいいのかなという気はするのですが、だれがやっても適正な利益というよりは、その業者にとって適正な利益になるのかどうかという意味です。

政策経営部長 工事の場合には、調査価格ということで、委託の場合には、場合によっては制限価格をかけているものもあるという状況で、ただ、これはなかなか個別にどこまで対応できるのかというのは、非常に契約という事務の性質上からすると難しい面はございます。ですから、委託についても、これは現

状では行っておりませんが、今後、調査価格みたいなものを設定していく、制限価格ではなくて調査価格で行っていくといった場合には、そういう個別の事案について、いろいろ判断をしていくということは可能になるかもしれません。

ただ、現状では、なかなか委託費について、区がきちんと積算というか、どこが最低なのかということなかなか言い切れない委託というのが非常に多くございまして、そこで少し先ほどの繰り返しになりますが、まずいろいろ今までの標準仕様書などをつくってきた中で、できるというように考えた清掃ですとか保守委託、そういったところから行っていこうということで、それは制限価格ですが、そういう状況になっているところです、今は。

会長 工事と、ただこういう建物のメンテナンスとか維持委託となると、時期的な問題がかなり違います。清掃委託というのと、この年度末かなんかに、多分民間会社も委託を受ける訳だから、3月時点あたりで、かなり1年間の、どれくらいとれるかとかが決まってくる訳で、工事にかなりばらつきがある訳ではないので、先ほどの理由というのもなかなか難しい問題は確かにあり、これはもう少し民間の方も含めて見ていかないと、何とも適正な状態というのは推計することが非常に難しいような気がしています。これは、とりわけ今回出てきた14ページあたりからの総合管理業務委託等は、今後とも継続して見ていくというような程度と思います。

他の今回の案件についても、途中で業者が経営的に問題になったとかいうことはないわけですね。

経理課長 実は、そういった関係でございました。

会長 あるのですか。

経理課長 途中で倒産してしまったというようなこともあって、会社を変えたということがございました。

会長 そうですか。それは何かもう一つ、保証か何かのやつで立ててあるのですか、どうだったのですか。昔は。

経理課長 工事と違いまして、なかなかそういうことはできませんので、一般的に次の新しい業者を、例えば二番札の人をお願いするとか、そういうような形で対応しているということでございます。

会長 それはどういう案件ですか。

経理課長　こちらの方では出ておりませんが、例えば、杉並保健所外1施設で、そういったようなこともございました。それから、去年は区立学校の清掃業務での南地区というところであったのですが、そこを請け負った業者が6月に契約解除になって、別の業者と契約を結んで、引き続き行っていただいたというようなこともございます。今年はそのようなことはなかったのですが、15年度につきましては……。

会長　ただ、それは経営、管理の場合は工事と違って、経営の審査か何かがないわけですか。一応、あるわけですね。

経理課長　実績とか、東京都のAランクとかBランクとか、そういう形ではございますけれども、経営事項審査というような形としてはございません。

会長　ないわけですね。特に、そういう中小の業者の方だと、財務諸表をとっても、それがどこまで信用できるかどうかという問題がありますから、なかなか審査が難しいのでしょうね。

経理課長　そのとおりでございます。なかなかその辺のところの、一律的に、いろいろと例えば電気技術者とか、設備の技術者とか、その抱えている技術者によって会社の評点が上がるわけですが、ただ、こういった難しいところはほとんど3月に一遍に入札を行いますので、その入札に負けてしまうと、仕事がなくなってしまうというような状況も当然ある訳です。そうすると、例えば、世田谷でやった後に、次の入札に杉並で参加する。世田谷で負けてしまったときには仕事がなくなってしまうと、杉並に行ったらもう少し頑張らないと仕事がなくなってしまうというようなことも当然ながら、工事の場合と違いまして、こういった委託の場合は起こり得る可能性がたくさんあります。ちなみに、今年の16年度の会社の関係では、大きな16件の条件付一般競争入札で、10件が新規の会社でした。6件が継続というような形で、相当、業者は条件付の中で入れかわっているというような状況になってございます。

委員　途中で倒産してしまったということの原因を探ったところで、それが入札の方に問題があったか、それとも、多分そういう件数がそんなにたくさんある訳ではないのだから、要は普通の確率で起こっただけということなのかもしれないなくて、その原因を入札のチェックが効いたか効かないかという、そこまではさかのぼれないのではないですか。

経理課長 その会社の状況は、なかなかそこまでは、実際のところ調査は難しいというのが実態です。

委員 むしろ、そういう状態になったときに、どうやってそのときの区としてのいろいろな損害をリカバリーできるかというところをむしろ考えた方がいいのではないかという気がします。今先ほど言われたような、倒産してしまった場合に、多分、契約していると前払金か何かで、最初に半分くらいお金が支払っている訳ですよね。半分は支払っていないのですか。

経理課長 前払金は、委託の場合は月払いですから。

委員 月払いだと、そういう意味ではあまり損害はないのですか。債務・債権が発生したみたいなことはない訳ですか。

経理課長 こういった工事と違いまして、委託の場合は、いかに次のお客様が、区民の方が使っておりますので、継続して仕事を行っていくかと、そこにやはり重点をかけて、次の会社を探すという形でございます。

委員 なるほど。工事なんかだと、そういうことが起こる訳ですね。前払金を支払っていて、倒産した後をどうしようということが起こる訳ですね。

経理課長 それは契約保証金とかもございまして、あと工事保証等がございますので、そういったことで対応するという形でございます。

会長 大体よろしいですか。これは、意見は集約しなくてはいけない案件とは思いますが、我々が審査した範囲においては、積極的かどうかは別にして、要するに不適正なものとは判断されるものはなかったということになると思いますが、そういうことでよろしいですか。内容的にはそういう表現になると思います。慎重に考えれば、そういうことになる。よろしゅうございますね。

< 了承 >

会長 それでは、そういうようにして、文面等を作成して、各委員に先ほどの全体的な入札とか契約制度の状況についてのコメントと合わせて文面を作成し、各委員からも見ていただいて、ご意見をいただいて、最終的に区長にお出しするということにしたいと思います。ありがとうございました。

それで、もう一件は、これは例の個別外部監査の概要がまとまったので、それについてのご報告を受けるということですか。

では、よろしくお願いたします。

総務課長 それでは、今年度の個別外部監査の報告をさせていただきます。

今年の4月に当委員会から「保育事業」、「区営住宅・区民住宅事業」、「物品・消耗品の調達」の三つのテーマをご推薦いただきました。

区の内部機関でございます外部監査人選定等委員会で、この中から保育事業をテーマとして選定いたしまして、議会の議決を得て、6月22日から9月28日まで、約3カ月間にわたって監査が行われました。この外部監査の視点でございますが、概要版でご説明を申し上げますので、それをご覧いただければと思います。

区で行っています事務事業評価と政策・施策評価の検証を行うとともに、経済性、効率性、有効性の観点から、監査を行ってございます。

監査の結果でございますが、まず保育事業全体につきまして、何点かご指摘がございました。次に、(1)に記載してございますように、保育政策の対象者に対するニーズの把握をすべきであろうというご指摘を受けてございます。

区内在住のゼロ歳から5歳のうち、25%が保育園に通園しており、41%が家庭内保育であるということで、保育園に通園している子供さんに対する投資と家庭内保育にかけている経費が300倍以上もの格差がある。今後、少子化の対応とか、保育を取り巻く環境が大きく変化していく今日、区としても保育ニーズに適切に対応していくためにはアンケートを行った方がいいだろうというご指摘を受けてございます。あわせて、保育サービスが効果的に執行されているかどうかということを検証するため、第三者による継続した評価が必要であると、こういうことが言われています。

それから、2ページに参りまして、(2)の待機児童対策でございます。これにつきましては、下の 、 の二つの点を指摘されております。

まず、1点が、待機児の考え方を考え直すべきではないだろうかということで、単純な統計上の数値とせずに、入所必要度が一定以上の児童を待機児と定義すべきではないのか。それから、通園可能な距離に認証保育所とか、保育室とか、家庭福祉員とか等々、保育事業を行っている施設がある訳ですが、それらの施設に定員の空きがあるにもかかわらず、いわゆる認可保育園を希望して待機していると見られる児童については、待機児童に含めないとするべきではないのか。では、区民の負担の公平感を考えますと、認可保育園の保育料を他

の認証保育所等の保育サービスと比較して、相当の程度まで引き上げるべきではないのかということが言われています。

次に、(3)では、各保育サービスのコスト及び受益者負担の比較について、何点が言われてございます。限られた財源の中で、区は待機児童のゼロを目指している訳ですが、それらの待機児童の解消を考えた場合、やはり経済的に公費負担が少なく事業を実施できる事業手法を採用すべきであろうということで、具体的には、区立の認可保育園については、指定管理者制度を活用した公設民営への移行、認証保育所とか家庭福祉員等々の民間の活用が必要であろうと言われています。それから、その下の方に、保育料のことが言われておりますが、認可保育園の保育料につきましても、いわゆる国基準と比較しまして、条例上低く設定されているということで、認可保育園の保育料を他の事業と比較して相当の程度まで引き上げて、認証保育所等の民間事業者と同じ土俵で保育サービスを競い合わせるようにする必要があると言われています。

次は、右側の3ページへ移りまして、(4)でございます。区立保育園と私立保育園のコストの差でございますが、区立保育園は園児1人当たり私立保育園の1.7倍かかっているということで、これは分析しますと、主に正規職員の人件費による違いということが言われています。では、人件費の違いはどこから出てくるのかといいますと、国とか都の基準を上回る区の配置基準を、さらに上回る正規職員の配置がなされている。それから、区立と私立を考えますと、職員の年齢構成の違いが主な原因であろうということが言われています。その配置基準等々の見直しをする必要があるだろうということが指摘されています。

次に、(5)で、指定管理者が行う保育園運営ということで、先ほど申し上げましたように、今後、公設民営による保育園は経済的な面だけでなく、利用者のニーズにも合わせて多様なサービスを実施できることから、有力な今後の保育園運営手法として、積極的に増やしていくことが必要であると言われています。それから、2の保育園運営以下、3ページ、4ページ、5ページは、それぞれの個別の保育事業について言われておりますので、割愛をさせていただきます。

区としましては、今後、この個別外部監査の報告を受けまして、行財政改革本部会のもとに外部監査対応部会を設置して、指摘された事項について検討を

行い、一定の結論を出すという予定になってございます。

私からは、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

保育事業についての包括外部監査人の監査結果についての報告があって、これはまた、後ほど我々が外部評価委員として保育事業等を見るときにも参考になるかと思いますが、今日はこれについて別にコメントを申し上げることが責務ではありませんので、今のことについて確認されたいところがありましたら、ご質問をどうぞということかと思えます。

では、1点だけ、先にわかれば教えていただきたいのですが、他の自治体でも、区の基準を上回って配置されているというのはあまり聞かないのですが。

確かによく言われているのは、そこに書いてありますように、年齢構成上のことで、もともと単価が高いということがよく言われているのですが、それはゼロ歳児保育か何かで、非常に何か基準があいまいなところがあるから実質的に手厚く、ゼロ歳児保育のところ職員がたくさんおられるからというようなことをいわれているのでしょうか。具体的には、どういうことなのか。

保育課長 私から、お答えいたします。

保育につきましては、年齢別に職員の基準がございます。そのほかに、例えば、施設が3階にあるとか、園庭がないとか、それから場合によっては、この中では過員として見ているのは、産休とか、給食用の職員とかで、それを過員として見ているというようなことでございまして、それは基準外の人数ということになってございます。以上でございます。

会長 わかりました。何か。

委員 少しあわせて伺っていいですか。今の同じところで1.7倍というのは、私の感覚では随分あるなというように思うのですが。私立保育園と言っても、これは要するに、社会福祉法人が行っていることだから、認可保育園としての、いろいろな補助やら基準、要するに厚生省基準、都基準というのは対応されるわけですね。ですから、こんな1.7倍の差が発生するという理由は何なのでしょう。

保育課長 基本的には、こちらにも指摘されておりますように、人件費の部分、それから基本的には認可保育園ですから、基準に基づいて行っておりますが、

やはりベテランの職員が多いということ等の原因が考えられます。

委員 ベテラン職員というのは、要するに公立はということですね。年齢が高いということですね。

保育課長 そういうことでございます。

会長 これは全国的に問題で、私も別なところで勉強していますので、おいおいやりたいと思いますけれど、ただ区の基準を上回っているということだけが少し気になったものですから。

これは、今後ともかなりの財政支出も伴っており、区の方でも見直しされるということですので。ただ、そうはいても、財政問題と同時に少子高齢化対策問題でもあるので、なかなか難しい問題なのです。ですから、そういうことを踏まえて行っていきたいと思います。

それでは、これはこうということで、参考にさせていただきたいと思います。

何か、事務的な今後のスケジュールはございますか。

行政改革担当副参事 今後のスケジュールを申し上げます。

今日は2回目でございますして、第3回目といたしましては、平成16年度行政評価について議事をお願いいたしたいと考えてございます。現在、区の方で行政評価の手続をしてございまして、12月をめぐりに、報告書も完成する予定でございます。それをお示して、1月の中旬から2月の中旬にかけて、この外部評価委員会を開催させていただければと思います。

日程等につきましては、追って私どもの方から調整をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

会長 今日は予定した議題はこれで終わりと思っておりますが、何か補足で、委員の方あるいは事務局で追加はございますか。今日の審議は簡単な文面をおつくりいただいて、私が見て、各委員の方に見ていただいて、ということによろしいですね。

行政改革担当副参事 結構でございます。

会長 何かございますか。

< なし >

会長 それでは、議事はこれで終わりました。若干の時間の余裕はございますが、本日はこれで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。